

カントの『純粋理性の批判』における「批判の自由」－自由の論証から自由な論証へ－

三輪 泰之（大阪大学大学院人文学研究科博士後期課程）

本発表は、カントの『純粋理性の批判』における自由概念について、主にその「批判の自由」としての含意を見出すことを試みる。

カント哲学における自由概念についてその根幹となる論理は、『純粋理性の批判』「超越論的弁証論」の第三アンチノミーにおける自然の因果性の普遍性と自由の因果性との対立およびその解決によって示されていることは間違いないだろう。それに対して、「弁証論」後の「超越論的方法論」に至るとカントが次のように述べていることは奇妙に見える。すなわち、「このようにして、純粋理性のいかなるアンチノミー論も、そもそも全く存在しないのである。というのも、純粋理性のための唯一の戦場は、純粋神学と純粋心理学の領域に求められるはずだろうからである」(B 771)。こうしたカントの見解が奇妙に思われる理由は二つある。第一に、アンチノミー論は「そもそも全く存在しない」とすれば、アンチノミーの論理、特に第三アンチノミーにおける自然と自由の対立およびその解決の論理は一体何だったのか。第二に、純粋理性の「戦場」と言われる領域は「純粋神学」と「純粋心理学」のみ、いいかえれば「神」と「不死」の理念が扱われる範囲に限られているのに対して、「自由」の理念が問題となる「宇宙論」(B 391)については何も触れられていないのはなぜか。これらの疑問点に答えるために、次のように想定したい。すなわち、「自由」の理念が扱われる領域は他の理念とは異なる位置づけを与えられており、それゆえ「自由」に関する論理についてはそれ特有の含意がある。

以上のような想定に基づいて考慮したいのは、カントがアンチノミー論における定立と反定立の対立を「独断論」(B 494)と「経験論」(B 496)の間の抗争として捉えていることである。カントは定立と反定立の立場について、そのどちらに与するかを決定するためには、それぞれの立場の有利な点と不利な点とを「他者に公的に伝えることがふさわしい」(B 503)と述べ、そして定立と反定立の立場をとった場合での論理上の争点を明らかにする。このような仕方ではカントはアンチノミーを二つの立場の間の係争として描くが、ここで着目したいのは、カントが理性の「論争的使用」(B 767)と名付けるものである。定立と反定立の対立を独断論と経験論の間の一種の「論争」とみなし、そこでは理性の「論争的使用」が行われていると考えた場合、自由と自然との対立にはもう一つの別の観点が見出せる。すなわち、アンチノミーにおける定立と反定立の対立とは、「自由な市民」(B 766f.)の間での相互の見解の表明なのである。その意味でアンチノミー論は定立と反定立の抗争そのものを可能にする自由に基づくのであり、それゆえ「理性の現存すらもこの自由に基づく」とされるような「批判の自由」を前提として成立するものなのである。このような観点に基づき、そしてさらに討議倫理的な視点を踏まえつつアンチノミー論を考察することで、カントにおける自由概念についての一つの視点を提示することにした。